

# 第2回常滑市水道料金及び 下水道使用料審議会

令和8年1月27日

1

1

前回資料 最終版（文言追加）

## 公共下水道事業（汚水）の概要 整備状況

全体計画区域内人口 50,578人①		
整備人口 32,939人（①に対する割合 65.1%）		未整備 17,639人
水洗化人口 25,445人（水洗化率77.2%）	未接続 7,494人	

- 水洗化率 = 水洗化人口 ÷ 整備人口 × 100

全体計画区域面積 1,743.4ha	
整備面積 1,189.4ha（整備率68.2%）	未整備554ha

- 未整備の区域について、経営戦略上は毎年度5ヘクタール以下の面整備を想定していますが、その他に、令和6年能登半島地震や埼玉県八潮市での陥没事故をうけ、耐震化工事等の維持管理にもリソースを充てることが必要な状況です。
- 事業開始からの年数が浅く、多くの施設は耐震基準を満たしていることから、現状では耐震化・老朽化対策は大きな経営課題ではありませんが、将来的には検討が必要となる見通しです。

2

前回資料 最終版（当日追加資料）

## 使用料の現状（水量区分別の割合）



水量区分別の、全体に占める割合	平均使用料単価	使用者数	排出量	使用料
0～50m³（一般家庭、事務所等）	80～117.7円	98%	55%	32%
101m³以上（飲食店等）	150円～	1%	42%	66%
うち5,001m³以上（大規模施設）	225.7円～	1%未満	20%	35%

3

3

### （1）第1回の後日回答事項、ふりかえり

Q 使用料単価が150円を下回ったことによる地方交付税への影響はどれくらいか？

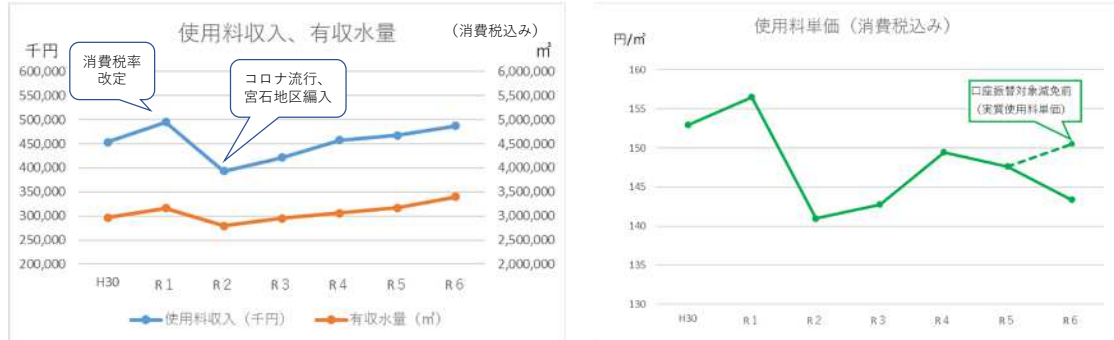
A 地方交付税は、前々年度の決算状況に基づいて計算されます。

使用料単価が150円を上回っていた令和元年度決算によって計算された令和3年度分は1億5,062万円でしたが、それ以降0円となっています。

4

4

## Q 使用料収入の推移は？



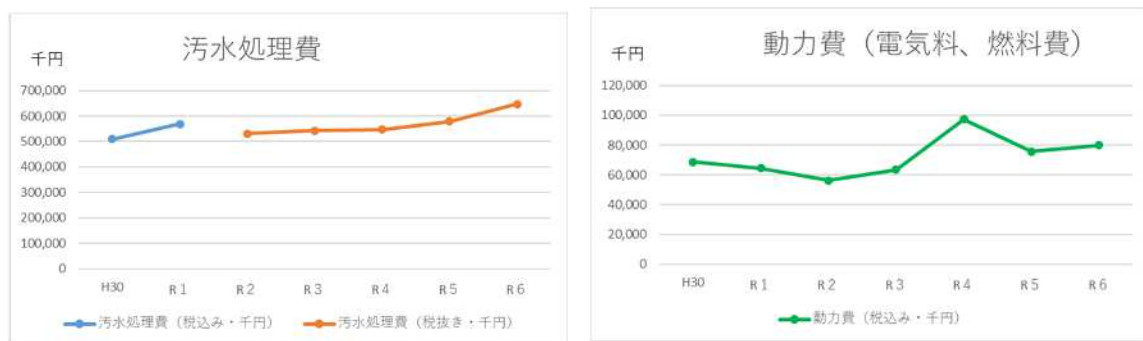
令和2年度において、使用料収入は前年度比20%減、有収水量は同11%減と落ち込んだ後、徐々に回復しています。

使用料単価は、令和2年度に大きく下がった後、上昇しましたが、元の水準には達していません。

5

5

## Q 汚水処理費及び電気料（動力費）の推移は？



汚水処理費総額は増加傾向にあります。特に令和6年度には人件費の高騰による処理場維持管理委託料の増加や、処理場修繕費の増加によって、増加しました。

動力費（電気料及び燃料費）は令和4年度に高騰し、その後落ち着いています。令和4年度においては、予定していた修繕工事の一部を見合わせる等、支出の抑制に努めたため、汚水処理費の総額に大きな変動はありませんでした。

6

6

## Q 汚水処理原価の状況は？

令和6年度決算

○汚水処理費（公費負担分を除く、総係費等を含む）

589,718千円…①

○汚水処理水量（有収水量）

3,400,324m<sup>3</sup>…②

○汚水処理原価（1 m<sup>3</sup>あたり）

173円…①÷②

（百万円・消費税抜き）

支出	維持管理費			資本費		
	他	管	ポ	処理場	利息	減
	125	40	70	355	103	68
汚水処理原価（総係費等含む）173円/m <sup>3</sup>					公費負担分	

今後使用料で回収を目指す総係費等（その他の経費）も含む汚水処理原価

※管：管渠維持管理費、ポ：ポンプ施設維持管理費  
減：減価償却費（長期前受金戻入分を除く）、他：総係費（事務費）等

7

7

## 経営の現状と課題、使用料改定について

現状

- 使用料単価が低く、水量別の負担水準に偏りがある。
- 経費回収率が、100%に達していない。

課題

- 適正な使用料収入の確保による経費回収率の向上
- 赤字補填のための一般会計繰入金の抑制



経営戦略の重点取組事項：使用料の改定

○審議方法

- **公共下水道事業における適正な使用料の在り方について検討**することとし、農業集落排水事業の使用料については公共下水道事業における検討結果と同一の使用料体系とする。

8

8

## (2) 現行の下水道使用料について

### ①使用料体系

(1ヵ月・税込み)

排出量	~10㎡	11~20㎡	21~30㎡	31~40㎡	41~50㎡	51~100㎡	101~500㎡	501㎡~
基本使用料	330円							
超過使用料 (1㎡あたり)	55.0円	82.5円	121.0円	143.0円	154.0円	181.5円	220.0円	253.0円

- 水道メーターの検針水量に応じた使用料計算
- 基本使用料と超過使用料で構成される二部使用料制
- 排出量の増加に応じて単価が高くなる累進使用料制

計算例：1ヵ月に20㎡使用の場合

基本使用料	超過使用料	合計	※実際の請求は2ヵ月毎のため、1回あたり3,410円 (1,705円×2ヵ月分)となります
330円	1,375円 ( ~10㎡分 10㎡×55.0円=550円 ) ( 11~20㎡分 10㎡×82.5円=825円 )	1,705円※	

9

9

### ②現行の使用料の考え方

- 適用開始：平成13年4月
- 対象経費：維持管理費のみ（資本費、総係費等は市が負担）
- 目標水準：平成22年度の維持管理費に係る単年度収支が黒字  
(公共下水道の供用開始から10年後に黒字化を目指す)

※総係費等：公共下水道事業の支出のうち、汚水処理・雨水処理に係るもの以外の、その他の事務費。(例)使用料徴収事務費、事務職員の人件費等



- 基本使用料と超過使用料のバランス：当時の市水道料金及び近隣市町の下水道使用料を参考に設定。

10

10

### ③使用料改定に対する市の考え方の経緯

#### これまでの考え方、認識

時期	状況	これまでの考え方、認識
令和元年度以前	使用料単価は150円/㎡超。 経費回収率は100%超（総係費は考慮しない）。	適切な使用料水準であり改定は不要と認識。
コロナ禍	大口使用者の水需要激減に伴う使用料単価、経費回収率の低下（150円/㎡、100%を下回る）。	景気悪化局面であり、改定は見送り。
共通	供用開始からの年数が浅く未接続家庭等が多く残るなか、高い使用料設定では接続控えが懸念される。	接続促進を優先するため、改定は見送り。



#### 令和6年度改定常滑市公共下水道事業経営戦略での考え方

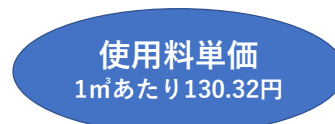
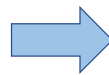
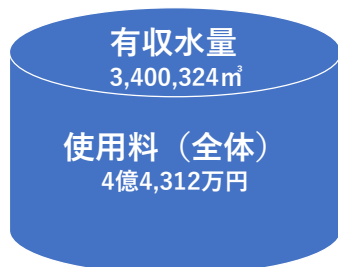
適正な使用料収入の確保による経費回収率の向上、基準外繰入金  
の抑制が課題であり、使用料改定への取組が必要。

11

11

### ④現行使用料体系の課題

- 使用料単価（全体の平均）が、総務省の示す最低限の経営努力としての基準である150円/㎡よりも低い。



総務省が最低限行うべき経営努力としている使用料徴収月3,000円/20㎡すなわち150円/㎡に達していない。

使用料収入が少なく、汚水処理費を賄うことができないため、一般会計からの基準外繰入金に頼った経営となっている。

12

12

## ④現行使用料体系の課題

- 一般家庭相当では汚水処理原価に対する負担水準が低い。



戸数ベースでは排出量の少ない層が「ボリュームゾーン」となっているが、その使用者層の原価に対する負担水準が低い。

月額で考えると

月20m³あたりの使用料は、県内でも安い水準。なかでも基本使用料は、最低水準。

月20m³あたり使用料が安く、ボリュームゾーンで原価割れとなっている。

13

13

## ④現行使用料体系の課題

- 使用料水準の偏りにより、大多数である小口使用者からの使用料は排出量に対して低く、一部の大口使用者の使用料負担に依存した状態。

1月あたり排出量別構成割合（令和6年度）



大口使用者の水需要・使用料負担に依存した経営では、社会情勢の変化等によって水需要が減少した場合に安定した経営が困難となるおそれがある。

14

14

### (3) 新しい公共下水道使用料体系の検討

#### 使用料体系検討の流れ

- ① 基本目標と使用料算定期間の設定
- ② 使用料対象経費の算定
- ③ 改定目安額の確認と目標改定率の設定
- ④ 改定時期の設定
- ⑤ 改定案の設定条件の整理
- ⑥ 改定案の検討（次回予定）

15

15

#### ①基本目標と使用料算定期間の設定

公共下水道事業経営戦略（令和7年度～16年度）において経営改善の目標として定めた、**計画最終年度（令和16年度）における各種指標の目標値の達成**を、今回改定の基本目標とする。

項目	令和16年度
使用料単価	150円/m <sup>3</sup> 以上
経費回収率	100%以上
基準外繰入金 (収益的収支分)	皆減



使用料体系の検討にあたっては、**令和16年度における使用料対象経費と使用料収入を算定**する。（使用料算定期間）

16

16

## ②使用料対象経費の算定

使用料対象経費とは：使用料算定期間中の下水道管理運営費全体から、使用料の対象とならない経費等を控除したものの。

- 使用料算定期間中に見込まれる費用には、**維持管理費、資本費及び総係費等**がある。
- 全額が公費負担となる見込みである**雨水処理費と資本費は、使用料の対象とならないため控除**する。

使用料対象経費の範囲 = **汚水に係る維持管理費 + 総係費等**

※結果的に、使用料対象経費は、**汚水処理費（公費負担分を除く）と同額**となります。

17

17

## ②使用料対象経費の算定

○平成12年時の考え方



○今回の考え方



◎独立採算の原則

総係費等についても適切に使用者の負担を求めることで、使用料収入等による独立採算をめざす。

基準外繰入金  
を前提としない。

18

18

## ②使用料対象経費の算定

使用料算定期間	維持管理費	総係費等	計（使用料対象経費）
令和16年度	6億5,300万円	7,700万円	7億3,000万円

分類	概要及び例	令和16年度見込み	1㎡あたり（構成比率）
需要家費	使用者数に応じて変動する経費。 ＜例＞使用料徴収事務委託料	1,600万円	4円 (2.2%)
固定費	処理水量や使用者数に係わらず生じる経費。 ＜例＞維持管理委託料、人件費、修繕費など	5億600万円	125円 (69.5%)
変動費	処理水量に応じて変動する経費。 ＜例＞汚泥処理費、電気料など	2億800万円	51円 (28.3%)
合 計		7億3,000万円	180円※ (100%)

※1㎡あたり使用料対象経費は、物価上昇に伴い令和16年度の汚水処理原価（173円）よりも増加する見込みです。 19

19

## ③改定目安額の確認と目標改定率の設定

令和16年度の見込み	
有収水量	406万4,000㎡ <sup>①</sup>
現行体系での使用料	5億5,600万円 <sup>②</sup> （使用料単価137円）
使用料対象経費（汚水処理費）	7億3,000万円 <sup>③</sup> （汚水処理原価180円）

基本目標達成のための改定目安	
基本目標達成に必要な使用料	使用料単価150円/㎡以上 <b>経費回収率100%</b> <b>基準外繰入金皆減</b>
	6億960万円 <sup>④</sup> = ① × 150円
	<b>7億3,000万円</b> <sup>⑤</sup> = ③ (使用料単価180円)

⑤の使用料水準であれば、基本目標をすべて達成できる。

<b>基本目標達成に必要な改定率</b>	<b>132%以上</b> ⑤ ÷ ② × 131.3%
----------------------	------------------------------

現行の  
132%

◎今回改定の目標改定率は、132%以上とする。  
(基本目標をすべて達成できる水準)

20

20

## ④改定時期の設定

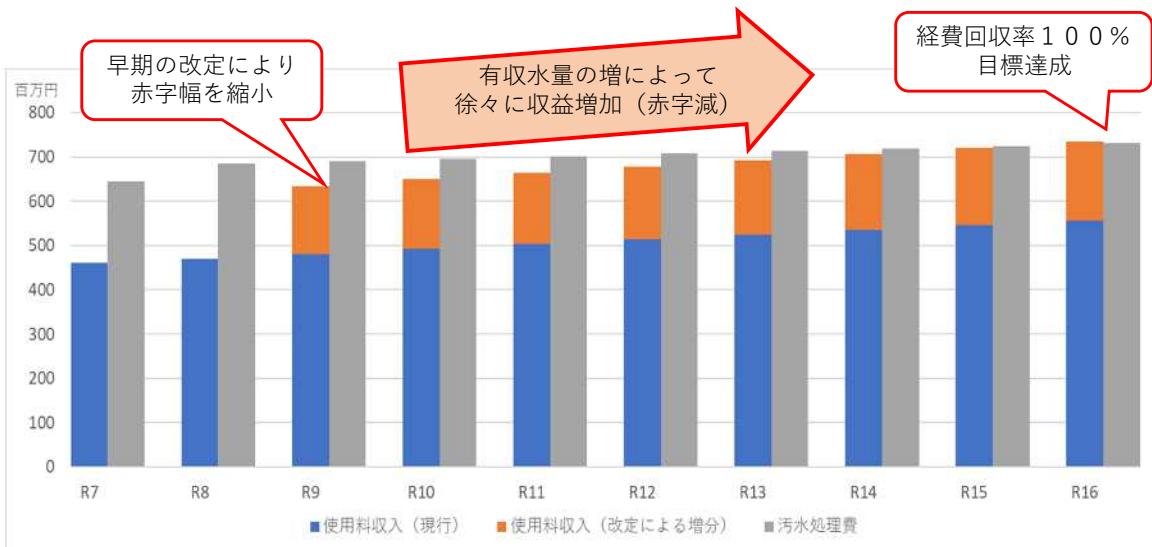
下水道事業経営の早期安定のため、**令和9年4月**の改定とする。

※他市町では、激変緩和のため段階的改定（2段階改定など）としている事例もあります。

21

21

## 改定による使用料収入変化のイメージ



22

22

## ⑤改定案の設定条件の整理

○現行の使用料体系の**枠組みを継続**する

- 基本料金及び超過使用料（従量使用料）の二部料金制
- 排出量に応じた累進使用料制
- 使用料単価の水量区分の変更を行わない

○汚水処理原価に対する**負担水準の適正化**

- 県下最低水準の基本使用料の見直し
- 排出量区分ごとに適正な負担を求める

23

23

<参考>

令和2年7月「人口減少下における維持管理時代の下水道経営の在り方検討会」報告書（抜粋）

- 将来の有収水量の減少に備えるためには、利用の実態、今後の見通し、費用の構造等を踏まえて、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を原則とした上で、**基本使用料の割合を漸進的に高めていく**必要がある。
- 急激に基本使用料割合を高めることによる影響が生じないように、必要に応じ、激変緩和措置を講ずるなど、適切に対応する必要がある。
- 従量使用料における累進度の設定にあたっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、**ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本**となるよう留意すべきである。

24

24

### (3) 新しい公共下水道使用料体系の検討

①基本目標と使用料算定期間	目標年度 (使用料算定期間) 令和16年度	使用料単価150円/m <sup>3</sup> 以上 経費回収率100% 基準外繰入金皆減
	②使用料対象経費 7億3,000万円(汚水に係る維持管理費+総係費)	
	③改定目安額と目標改定率 改定目安額 7億3,000万円	目標改定率 132%以上
④改定時期	令和9年4月	
⑤設定条件	使用料体系の枠組みは 継続	負担水準の適正化
⑥改定案の検討(次回)	上記条件に沿った、基本使用料や排出量区分別の超過使用料単価の検討。	

25

### (4) 次回の審議について

- 令和16年度の使用料が全体で改定率132%以上となる、基本使用料と排出量別超過使用料の設定について、具体的な使用料体系案(6パターン程度)を事務局から提示しますので、どの改定案が適当か審議をお願いします。

第3回審議会：令和8年3月17日(火)午後1時30分～ 常滑市役所1階会議室A

26

26